

大阪府都市整備部舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設
機械清掃業務に係る入札参加資格事前審査取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪府都市整備部が発注する舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務において適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、条件付一般競争入札に参加する者の当該業務に係る適格性についての事前審査を実施するに際し必要な事項を定める。

(事前審査の手続開始)

第2条 この要領による事前審査を行う場合、事業調整室長並びに池田土木事務所、茨木土木事務所、枚方土木事務所、八尾土木事務所、富田林土木事務所、鳳土木事務所及び岸和田土木事務所の技術担当次長（以下「事業調整室長等」という。）において、あらかじめ事前審査の実施時期、申請方法及びその他必要事項について定めるものとする。

2 前項により事前審査の実施のための必要事項を定めた場合、事業調整室長は、すみやかに事前審査の実施について都市整備部ホームページで公表することとする。

(事前審査の申請)

第3条 事前審査を受けようとする登録業者（以下「申請者」という。）は、各事務所総務・契約課に事前審査の申請書を提出するものとする。

2 前項による同一年度の申請のうち、以下によるものは認めない。

一 異なる地域要件（別に定める「舗装道機械清掃業務及び不法投棄除去業務並びに雨水排水施設機械清掃業務に係る地域要件（地域割り）一覧」における地域要件をいう。以下同じ。）への同一認定業務の申請。ただし、入札参加していない場合はこの限りではない。

二 第8条の規定により認定を取り消された業務と同一業務への申請

(適格性の審査)

第4条 事業調整室長等は前条により提出された申請書の内容について、当該業務に係る適格性の審査を行い、適格又は不適格の認定を行う。

2 前項の適格性の審査を行う際の審査基準は以下のとおりとする。なお、事業調整室長等は、以下の項目のほか、必要に応じて追加項目を設定することができる。

一 事前審査対象年度の大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請において「舗装道機械清掃（種別コード39）」又は「雨水排水施設機械清掃（種別コード40）」に登録を有する者又は登録を有する見込みのある者であること。

二 舗装道機械清掃業務を申請する者にあつては、路面清掃車、散水車及びダンプトラックを、雨水排水施設機械清掃業務を申請する者にあつては、高圧洗浄車、バキューム車及び給水車をそれぞれ1台以上保有する者であること。

ただし、散水車は給水ポンプが付属していることを条件として給水車とみなすことができる。

なお、ダンプトラックについては、積載重量2 t積み以上で、荷台が着脱式でないもので、土砂等の運搬が禁止されていない（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がない）ものであること。

三 前号の車両については、所有又は12ヶ月以上の長期賃貸借契約（清掃業者間の契約含む。以下同じ。）により事前審査の申請時に使用できる状況にあることを証明できる者であること。なお、長期賃貸借契約については自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の商号又は名称があることを条件として認める。

四 第二号の車両（ダンプトラックを除く。）については、別紙3「誓約書」を提出し、道路交通法及び同法施行令に規定する道路維持作業用自動車として使用することを誓約できる者であること。

五 舗装道機械清掃業務を申請する者にあつては、土木施工管理技士の資格者を雇用し、雨水排水施設機械清掃業務を申請する者にあつては、土木施工管理技士及び第2種酸素欠乏危険作業主任者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を雇用する者であること。

六 舗装道機械清掃業務を申請する者にあつては、産業廃棄物収集・運搬の許可中、「廃プラスチック類」、「木くず」、「金属くず」、「ガラスくず」及び「がれき類」のすべての許可を有し、雨水排水施設機械清掃業務を申請する者にあつては、同許可中、「汚泥」の許可を有する者であること。なお、許可は大阪府知事によるものであること。

七 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム「JWNET」へ収集運搬業者として加入している者であること。

八 国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年2月15日政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注する業務（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般交通の用に供する道路における清掃業務に限る。ただし、同法第48条の14に規定する自転車専用道路等のみの清掃業務を除く。）において、申請日までの過去5年間に元請としての完了実績を各申請業務につき1件以上有することが証明できる者であること。

九 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格申請の際に届け出た大阪府と契約する営業所の所在地及び作業基地（車両保管所）が大阪府内にあること。

（審査結果の通知）

第5条 事業調整室技術管理課長は、前条による適格性審査の結果について、電子メールにより申請者に対して通知する。

（有効期間）

第6条 前条の認定通知の有効期間は、当該事前審査対象年度とする。

(申請項目の変更届)

第7条 認定業者は、当該認定の有効期間中において、所在地・名称のほか第3条に基づき提出した申請記載の申請項目について変更があった場合、速やかに変更した内容を各事務所総務・契約課に申し出なければならない。

2 前項による変更のうち、以下によるものは認めない。

一 地域要件の変更

(認定の取消し)

第8条 事業調整室長等は、認定業者が舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務を遂行する上で不適切な行為があったとき又は第3条に基づき提出した申請書に虚偽記載があったときは、第4条に基づく適格の認定を取り消すことができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年2月6日から施行する。

2 平成19年度において、土木事務所が舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設機械清掃業務について適正な履行の確保ができるものとして指名の対象としている業者については、本要領による平成20年度に係る事前審査による認定があったものとみなす。

附 則

この要領は、平成21年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。